2　施行期日等

㈠　金融庁組織令（平成一〇年政令第三九二号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二六年法律第七一号）の施行の日（平成二六年一二月一日）から施行することとした。

◇花きの振興に関する法律施行令（政令第三七〇号）（農林水産省）

1　種苗法の特例に係る出願料及び登録料の軽減を受けようとする場合の申請手続を定めるとともに、出願料及び第一年から第六年までの各年分の登録料の四分の三に相当する額を軽減することを定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、花きの振興に関する法律の施行の日（平成二六年一二月一日）から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七一号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年一一月二九日とすることとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（政令第三七二号）（金融庁）

1　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四四号）の施行に伴い、金融商品取引法施行令及び長期信用銀行法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　外国法人である第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の事業報告書の提出及び説明書類の縦覧について、所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一一月二九日）から施行することとした。

◇保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七三号）（金融庁）

保険業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年一一月二八日とすることとした。

◇保険業法施行令の一部を改正する政令（政令第三七四号）（金融庁）

1　保険会社が運用実績連動型保険契約に係る運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合の手続等を定めることとした。（第四条の六、第一四条の二項関係）

2　この政令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一一月二八日）から施行することとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七五号）（総務省）

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年一二月一日とすることとした。

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第三七六号）（総務省）

1　登録講習機関に係る登録の有効期間を三年と定めることとした。（第一条関係）

2　総務大臣が行う講習を受けようとする者に係る手数料の額を二八、八〇〇円と定めることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一二月一日）から施行することとした。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（政令第三七七号）（総務省）

1　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、選挙の期日）現在により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等を告示日に縦覧に供することとした。（第一条関係）

2　署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙についての署名収集の禁止期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前六〇日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。（第二条及び第三条関係）

3　同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項

公職選挙法第一二〇条第三項及び第一二一条の規定は、法第四条第二項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないこととした。（第四条関係）

4　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないこととした。（第五条関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約（条約第一八号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とアラブ首長国連邦との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、アラブ首長国連邦については所得税及び法人税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については五パーセントを超えない税率により行われ、その他の配当については一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産、不動産化体株式、大口株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）